

議案第20号

杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

学 校

杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程（平成19年杉並区教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月 日

杉並区教育委員会

第8条第1項第2号中「教育委員会事務局教育政策担当部長」を「教育委員会事務局次長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育職員の自己申告及び人事評価に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(評価者等) 第8条 人事評価は、次の各号に掲げる評価者が実施するものとする。 （１） 略 （２） 調整者 <u>教育委員会事務局教育人事・指導課長</u> （３） 略 2 略	(評価者等) 第8条 人事評価は、次の各号に掲げる評価者が実施するものとする。 （１） 略 （２） 調整者 <u>教育委員会事務局教育政策担当部長</u> （３） 略 2 略